

第3次掛川市自殺予防対策推進計画（案）に関する意見公募手続実施要領

1 募集の趣旨

意見公募手続とは、市の重要な計画や条例などを策定するときに、案の段階で公表し、その案に対する意見等を一定のルールに基づいて募集し、寄せられた意見等を考慮しながら最終案を決定するとともに、寄せられた意見等に対する市の考え方も併せて公表していく一連の手続きのことです。

当課では、平成25年4月に施行された掛川市自治基本条例に基づき「掛川市意見公募手続等実施要綱」により、以下の方法により意見公募を実施します。

2 意見公募手続の対象

第3次掛川市自殺予防対策推進計画（案）

3 閲覧方法

(1) データ 掛川市役所ホームページ内

(2) 書類

- ・掛川市福祉課（掛川市役所本館1階）
- ・掛川市中部ふくしあ
- ・掛川市東部ふくしあ
- ・掛川市西部ふくしあ
- ・掛川市南部大東ふくしあ（大東支所1階）
- ・掛川市南部大須賀ふくしあ（大須賀支所1階）

4 意見の募集期間

令和6年1月22日（月）～令和6年2月20日（火）必着

5 意見の提出方法

(1) 電子申請 市ホームページ上の入力フォーム

(2) メール 掛川市福祉課（fukusi@city.kakegawa.shizuoka.jp）あて

(3) FAX 掛川市福祉課（FAX番号0537-21-1163）あて

(4) 郵送 〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市福祉課あて

(5) 持参

- ・掛川市福祉課（掛川市役所本館1階）
- ・掛川市中部ふくしあ
- ・掛川市東部ふくしあ
- ・掛川市西部ふくしあ
- ・掛川市南部大東ふくしあ（大東支所1階）

- ・掛川市南部大須賀ふくしあ（大須賀支所 1 階）

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日・日曜日・祝日除く）

6 意見書書式

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、第 3 次掛川市自殺予防対策推進計画（案）に関する意見と書いて、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

7 意見の取り扱い

- ・意見に対して個別の回答はしませんので、ご了承ください。
- ・いただいた意見の概要や意見に対する市の考え方などは、個人情報を除いて、市ホームページで公表する予定です。
- ・募集の趣旨と直接関係のない意見については、意見公募手続きの意見として取り扱いません。

8 問い合わせ先

掛川市福祉課 福祉政策係

電話 0537-21-1215